第５章　災害応急対策計画

本章は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、災害の発生を防御し、又は各応急対策業務を行い、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための計画である。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び応急対策の実施のための情報通信体制として、通信施設の配備状況、及び気象・水防等の各種予報警報、災害情報又は被害状況の収集報告、指揮命令などの情報伝達系統を定めるとともに、伝達事項・内容を明記し、迅速、確実な情報通信を行うための計画である。

１　通信手段

本計画については、社会的通信施設の整備体系から、基本的には、ＮＴＴの利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるＮＴＴ通信途絶時の通信手段として、防災行政用無線（移動）、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達などの通信手段の利用を確保するものとする。

２　専用通信施設等の利用

（１）士幌町

本町が所有する防災行政用無線（移動）、消防用無線等の通信施設は別表１のとおりとする。

（２）帯広警察署

町内警察機関の専用又は無線電話の使用協力により通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

３　平時の情報伝達体制の整備

町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

別表１

町対策本部の通信施設

１　本庁有線回線施設

（１）ＮＴＴ回線　60回線（30回線×２）　　現在使用回線数　21回線

※２ルート化・・・１ルートが災害（停電等）使用不能の場合、もう一方のルートが稼働するようになっている。

（２）交換機設備

・災害停電時の予備電源起動（内蔵蓄電池）により約３時間運用可能。

・その後は内線電話機が直通となる。

（３）災害通信確保対策

ア　災害時優先電話

一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関としての使命を確保するため、発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

役場における災害時優先電話の指定局線（２回線）
５－２２１５　　５－５２１１
※ＮＴＴより災害有線電話規制された場合の使用方法
交換機運用中の場合
内線電話から発信できる局線は、上記２回線のみ
交換機故障又は蓄電池劣化の場合
各優先電話に該当する内線電話から直接発信可能
イ　その他の公共施設の災害時優先電話
総合福祉センター　５－２１８８　国民健康保険病院　５－２１０６
特別養護老人ホーム５－２４１６　認定こども園　　５－２３６４　など
ア、イ合計　２９カ所（平成29年4月現在）

２　北海道防災行政無線

（１）受令台　　交換室
（２）受話器（子機）　　総務企画課、コミセン管理室、地下監視室
（３）特記事項　　平成２４年度更新
・防災光回線＋衛星系無線の２ルート化
使用回線の増、多目的利用

３　消防本部

ア　電話回線
・一般電話　　：一般消防業務（５回線）
・災害専用電話：１１９番　（とかち広域消防局情報指令センター）
・専用電話　　：士幌町立病院（１回線）
イ　無線電話
基地局・固定局　　４局　士幌消防・中士幌消防・サイレン２局
陸上移動局　　22局
ウ　衛星電話　２台

４　士幌町防災行政無線　　１チャンネル（周波数：466.2125MHZ）
超短波無線電話基地局　１局　　車輌センター
超短波無線電話移動局　14局　　車載型14局

４　通信系統

（１）町対策本部(町)と道機関(十勝総合振興局、帯広建設管理部、保健環境部）との連絡系統

第１系統	ＮＴＴ有線回線使用（電話・ＦＡＸ・メール）
第２系統	北海道防災行政無線（衛星系・地上系）
第３系統	無線通信施設使用（車両センター・消防無線・警察無線）
第４系統	自動車

（２）町対策本部（町）と各機関及び情報連絡員との連絡系統

第１系統	ＮＴＴ有線回線使用（電話・ＦＡＸ・メール）
第２系統	無線通信施設使用（車両センター・消防無線・警察無線）
第３系統	自動車使用
第４系統	徒歩又は自転車

５　通信途絶時の連絡方法

前項の通信系統をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難である場合は次の要領により実施する。

（１）有線電話が途絶したとき

各関係機関、個人の協力を得て衛星電話、移動無線電話、携帯無線又は携帯電話により緊急通信連絡体制を確立する。

（２）電報による通信（非常電報）

災害時において、緊急を要するため電報を発信する場合は「非常電報」である旨をＮＴＴ東日本（株）北海道支店に告げ、又は電報発信紙の余白欄外に「非常」と朱書きして差し出すものとする。

6　消防庁への被害状況報告

本部長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

7　通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

8　予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画

（１）　気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の予警報伝達系統図に基づき電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達する。

ア　帯広測候所から通報された予警報等の情報は別図「気象予警報伝達系統図」により伝達する。

イ　注意報、警報及び特別警報は、通常の勤務時間中は総務企画課が受理統括する。

ウ　通常の勤務時間外は日直者又は当直者が受理する。

エ　予警報を受理し、災害が発生すると予測される場合には、関係課長等に連絡するものとする。

オ　連絡を受けた関係課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体等に対して、予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

カ　日直者、当直者が予警報を受理した場合、次に掲げる予警報については速やかに気象予警報受理票（様式第３号）により総務企画課長に報告し関係課長に連絡するものとする。

１）　気象警報　　大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

２）　特別警報　　大雨、暴風、暴風雪、大雪

３）　前各２号の予警報に伴う被害情報

４）　その他　　特に重要と認められる各種注意報

キ　気象注意報、警報、特別警報等の種類、発表基準は（２）に記載のとおり。

ク　土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、町長が避難勧告等の災害応急対応や町民の自主避難の参考になるよう、帯広建設管理部と釧路地

方気象台が共同で発表する。土砂災害警戒情報気象情報は、土砂災害危険箇所（土石流危険流域、急傾斜地崩壊箇所）を対象とし、市町村単位で発表された情報を伝達する。

ケ　特別警報は、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うとともに、十勝総合振興局より通知があり速やかに町民への周知の措置を行う。

気象予警報伝達系統図

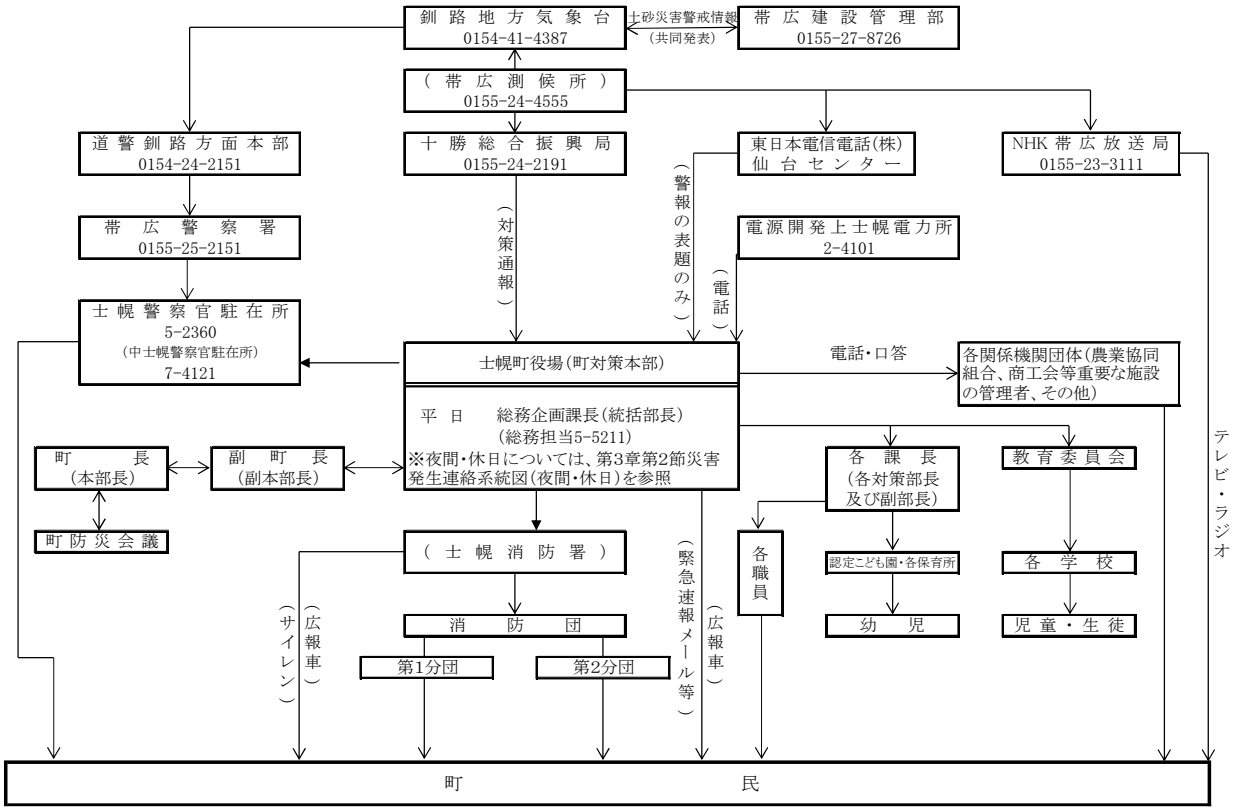

（２）　気象予警報等の種類及び発表基準　（海上に関する部分は省略）

ア　警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

警報名		基　　準
大 雨	（浸水害）	表面雨量指数基準：9
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準：123
洪 水	流域雨量指数基準	士幌川流域=9、居辺川流域=13.8、ｻｯｸｼｭｵﾙﾍﾞﾂ川流域=11.5、ｳｵｯﾌﾟ川流域=12.1、ｼﾘｸﾆ川流域=8.4
	複合基準	―
	指定河川洪水予報による基準	音更川（士幌）
暴　風（平均風速）		20m/s以上
暴風雪（平均風速）		18m/s以上　雪による視程障害を伴う
大　雪（降雪の深さ）		12時間降雪の深さ40cm以上

記録的短時間大雨情報（１時間雨量）	90mm

イ　注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）

注意報名		基　　準
大 雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	75
洪 水	流域雨量指数基準	士幌川流域=7.2、居辺川流域=11、ｻｯｸｼｭｵﾙﾍﾞﾂ川流域=9.2、ｳｵｯﾌﾟ川流域=9.6、ｼﾘｸﾆ川流域=6.7
	複合基準	－
	指定河川洪水予報による基準	音更川（士幌）
強風（平均風速）		12m/s以上
風雪（平均風速）		10m/s以上　雪による視程障害を伴う
大　　雪		12時間降雪の深さ　25cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
融　　雪		60mm：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
濃　　霧		視程200 m
乾　　燥		最小湿度30％　　実効湿度60％
な　だ　れ		24時間降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上で日平均気温５℃以上
低　　温		4・5・10月（最低気温）　平年より5℃以上低い 11月～ 3月（最低気温）　平年より8℃以上低い 6月 ～ 9月（平均気温）　平年より4℃以上低い日が2日以上継続
霜		最低気温3℃
着　　氷		
着　　雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続

ウ　火災気象通報基準

振興局名	発表官名	通　報　規　準
十　勝	帯　広 測候所	実効湿度60％以下で最小湿度30％以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合とする。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

エ　気象等に関する特別警報の発表基準（海上に関する部分は省略）

現象の種類	基　　準
大雨	台風集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

（3）　水防予警報等の伝達計画

ア　雨量水位観測の通信系統

雨量水位観測の通信系統は、次の図のとおりである。

雨量水位観測通報系統図

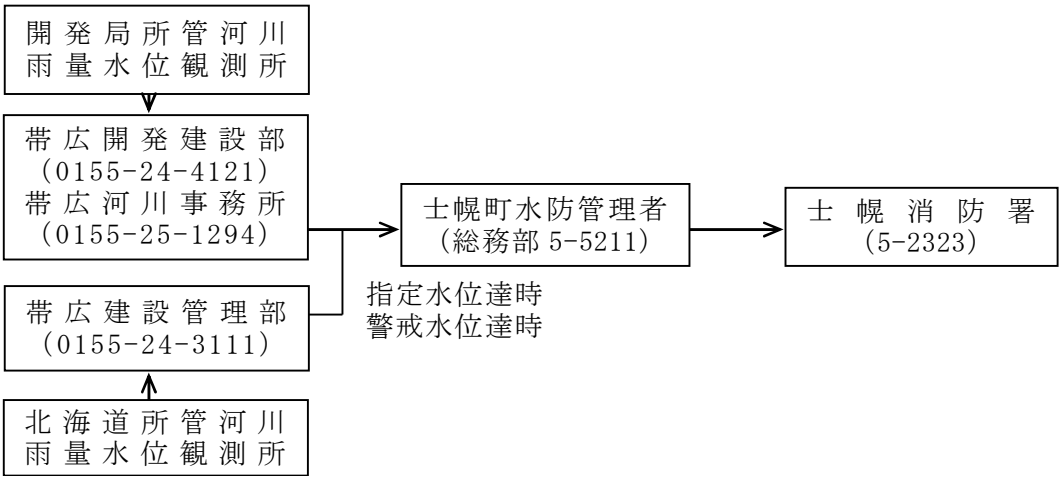

イ　ダム情報の通信系統

ダム情報の通信系統は、次の図のとおりである。

ダム情報の通信系統図

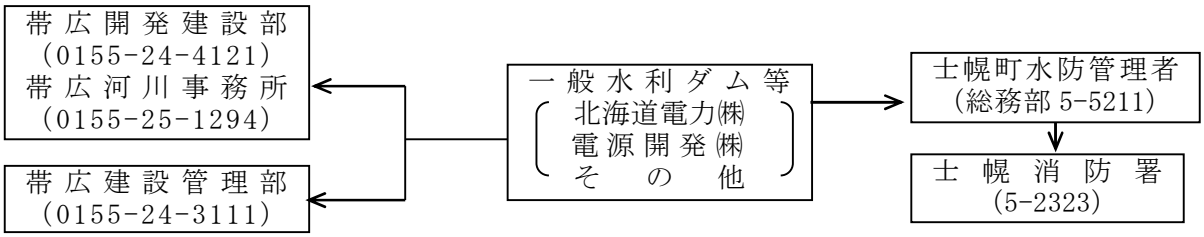

ウ　インターネットを利用した情報収集

情報システムによる雨量や河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。雨量・河川水位の観測地は次のアドレスで閲覧する。

「北海道川の防災情報」（北海道所管）http://www.river.go.jp/hokkaido/

「川の防災情報」（国土交通省所管）http://www.river.go.jp/

（4）　水防活動用気象予警報の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報及び指定河川洪水予報並びに水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

ア　水防活動用気象予警報の伝達系統

水防活動用気象予警報の伝達系統は、次の図のとおりである。

水防活動用気象予警報伝達系統図

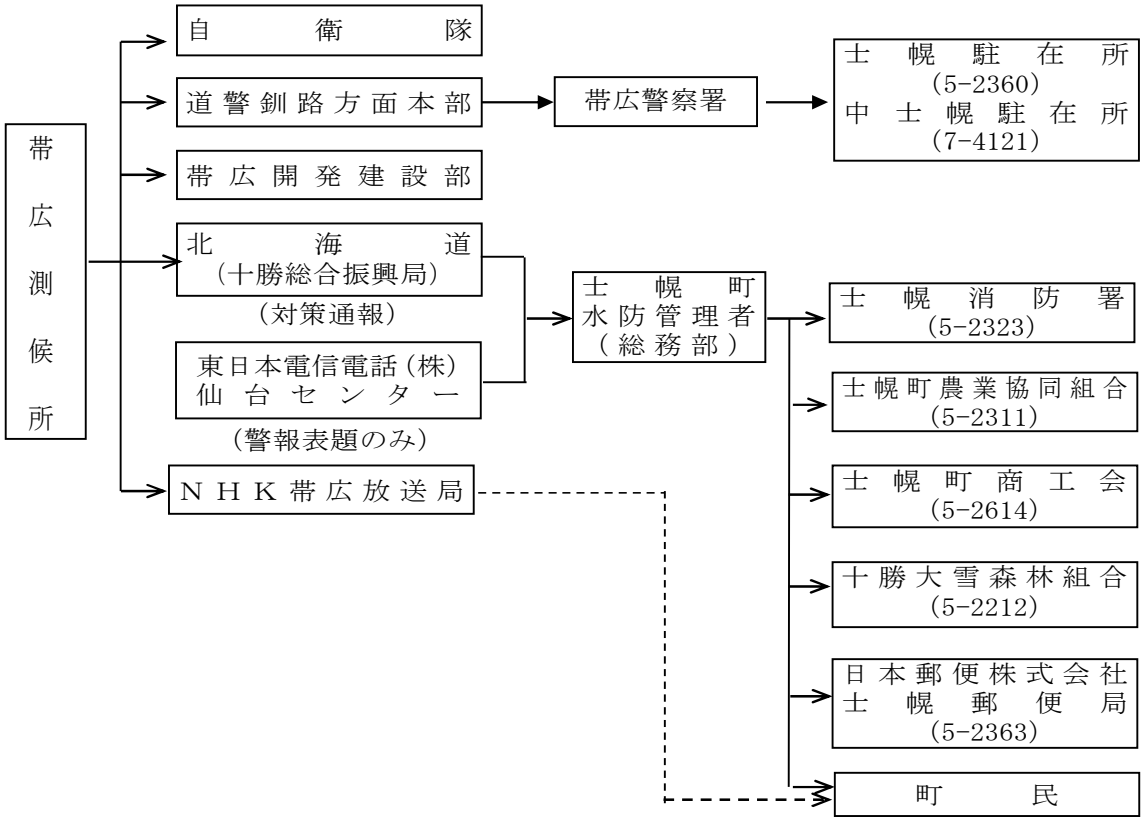

イ　指定河川洪水予報の伝達系統

指定河川洪水予報の伝達系統は、次の図のとおりである。

指定河川洪水予報伝達系統図

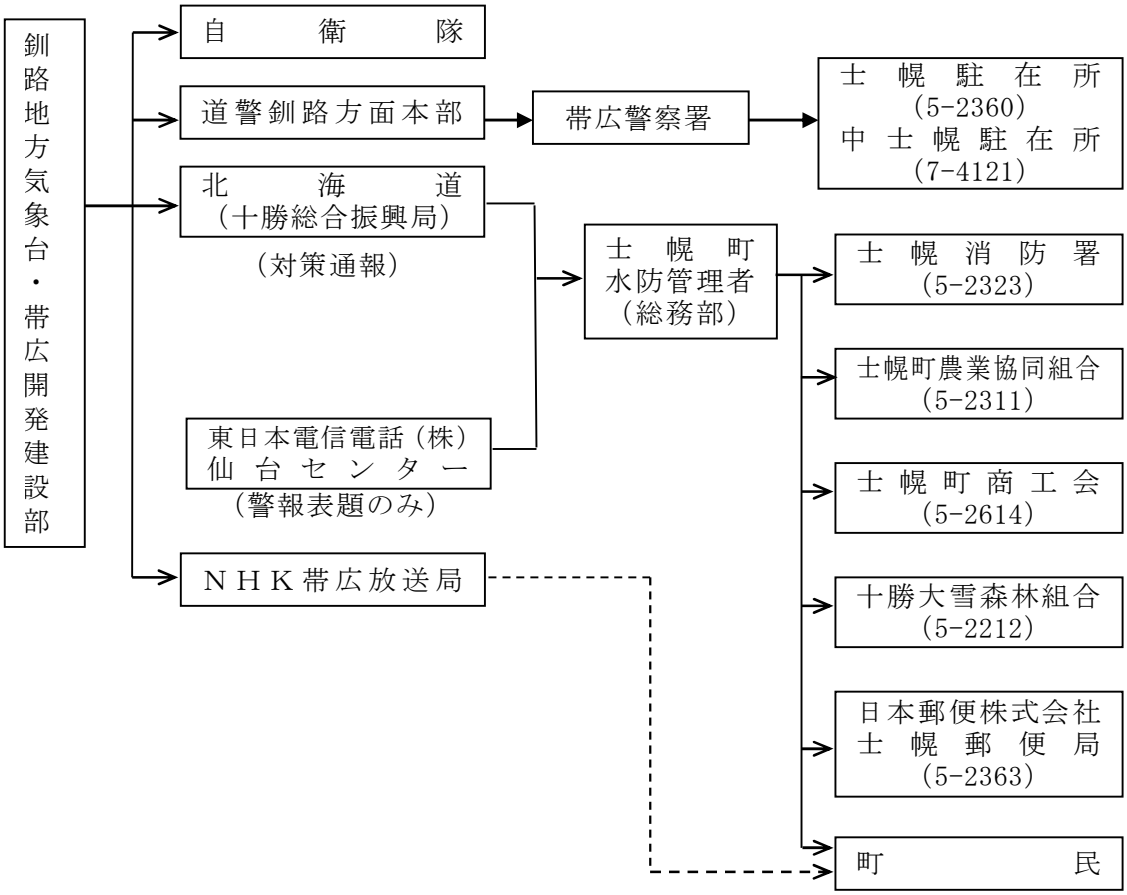

ウ　水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は、次の図のとおりである。

水防警報伝達系統図（十勝川水系）

（ア）北海道開発局が発表した場合

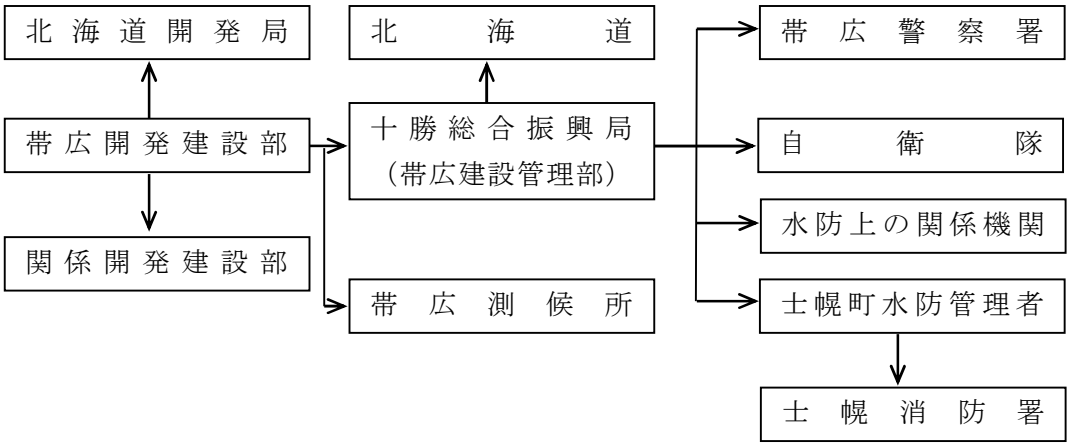

（イ）道が発表した場合

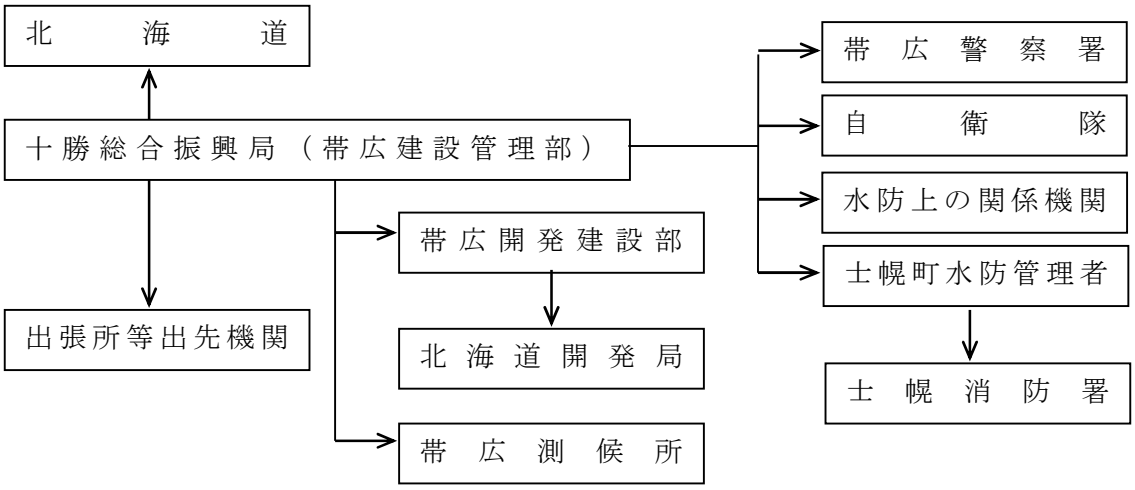

9　災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害発生、被害の状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、本計画の定めるところによる。

（1）異常現象発生時における措置

ア　発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに町長又は警察官若しくは消防本部（中士幌出張所に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

イ　警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官または消防本部は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

ウ　町長は、町民、警察官又は消防本部等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局長及び帯広測候所（基本法第54条の第４項により）等、関係機関に通報しなければならない。

なお、町民に対する周知は、広報車、報道機関等により徹底を図る。

エ　当直員及び日直者の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員及び日直者は、町民から災害情報、被害状況を受理したときは、速やかに次の者に報告し、その指示により処理する。

連絡先　　総務企画課長（以下の順については、第３章第２節別表３災害発生連絡系統図（夜間・休日）を参照。）

（2）災害状況等の報告

災害情報、被害情報の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまで、別表１に定める「災害情報、被害状況報告取扱要領」により十勝総合振興局長（知事）に報告する。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。〔資料７　防災関係機関一覧表〕参照。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消

防庁）に報告するものとする。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁に提出する。

ア　各部長は、所管に係る災害情報（様式第４－１号･４－２号）、被害状況報告（様式第５－１号･５－２号又は第６・７号）及び災害対策活動実施状況（様式第８号）を総務部長（総務企画課長）を経て本部長（町長）に報告する。

イ　総務部長（総務企画課長）は、各部長から受理した災害情報のうち、他の部門に関係あるものは、速やかに当該部長に報告する。

ウ　総務部長（総務企画課長）は、町対策本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、災害広報計画の定めるところにより、情報班を通じて報道関係機関に発表する。

エ　各部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、総務部と連絡調整をとり、相違のないようにする。

別表１

災害情報、被害状況報告取扱要領

災害が発生し又は発生する恐れがある場合には、次に定めるところにより災害情報、被害状況（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする

（１）人的被害、住家被害が発生したもの

（２）救助法の適用基準に該当する程度のもの

（３）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

（４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で町内が軽微であっても十勝地域全体から判断して、報告を要すると認められるもの

（５）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの

（６）その他特に指示があった災害

２　報告の種類及び内容

（１）災害情報

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、様式第４－２号により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

（２）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定地方行政機関及び指定地方公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速　　報　被害発生後直ちに様式第５－２号により件数のみ報告すること

イ　中間報告　被害状況が判明次第様式第５－２号により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときはその都度報告すること。ただし報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること

ウ　最終報告　応急措置が完了した後、15 日以内に様式第５－２号により報告すること

（３）その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

（１）災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
（２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表２のとおりとする。

別表２

被害状況判定基準

人的被害の報告にあっては、地元の警察署と災害による被害であるか否か、氏名、住所、死亡原因、負傷程度等について十分協議のうえ報告すること。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。 又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 （１）当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 （２）Ｃ町の者が隣接のＤ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｄ町の死亡者として取り扱う。(行先不明、重傷、軽傷についても同じ。) （３）氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 （１）死者欄の（２）（３）を参照
	重傷者	災害のために負傷し、１ヶ月以上の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 （１）負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が１ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 （２）死者欄の（２）（３）を参照
	軽傷者	災害のために負傷し、１ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 （１）負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が１ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 （２）死者欄の（２）（３）を参照
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （１）物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 （２）商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 （３）住家は、社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの。）を問わず、全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 （１）同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 （１）被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 （１）被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 （1）被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 （1）被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 （1）被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。 （1）公共物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に共する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 （2）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （3）土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （4）被害の算出は、住家に準じる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 （1）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 （2）埋没とは粒径１㎜以下にあっては２㎝、粒径 0.25 ㎜以下の土砂にあっては５㎝以上流入した状態をいう。 （3）埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 （4）被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （1）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 （2）倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 （3）被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	（1）頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、協同作業場種苗施設、家畜繁殖施設、放牧場、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果物は除く。)、草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治山施設	既設の治山施設をいう。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
被害商工	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害		公立の小中高校の他幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館等の施設。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設等をいう。
その他	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第２節　災害通信計画

１　通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

前項の通信系統をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難である場合は次の要領により実施する。

（1）電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

（2）電報による通信

ア　非常扱いの電報

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ　非常・緊急電報の利用方法

① 115番(局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータが出たら

（ア）「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ）予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ）届け先、通信文等を申し出る。

（3）通信途絶時等における措置

ア　北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、（1）及び（2）に掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

1）貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

2）無線局の免許等の臨機の措置(無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置)

イ　防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

1）移動通信機器の借受を希望する場合

ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ）借受希望機種及び台数

ウ）使用場所

エ）引渡場所及び返納場所

オ）借受希望日及び期間

2）臨機の措置による手続きを希望する場合

ア）早急に免許又は許可等を必要とする理由

イ）前記に係る申請の内容

ウ　連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室　（直通電話）011-747-6451

第３節　災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、道関係機関及び町民に対する災害情報の提供並びに広報活動は本計画の定めによるものとする。

１　実施責任者

町長（総務部情報班）
その他防災関係機関

２　災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、第５章第１節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

（１）写真撮影による現場の取材
（２）関係機関、その他町民等の取材による写真の収集
（３）その他関係機関取材の資料の収集
（４）第６章第３節「地震災害対策計画」に基づく各部班の被害状況調査活動による収集

３　被害情報等の発表の方法

（１）報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

ア　災害の種別及び発生年月日
イ　災害の発生の場所又は被害激甚地区
ウ　被害状況
エ　被害調査及び発表の時限
オ　応急対策の状況
カ　救助法適用の有無
キ　その他判明した被災地情報
ク　本部の設置又は解散

（２）町民に対する広報の方法及び内容

ア　町民並びに罹災者に対する広報活動は、災害時の推移を見ながら次の方法により行うものとする。また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における町民懇談会等によって、町民並びに罹災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(ア) 新聞、ラジオ、テレビ、ワンセグ放送の利用
(イ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
(ウ) 消防施設の放送設備の利用
(エ) 町広報紙の利用
(オ) 士幌町防災メールシステム及び北海道防災対策支援システムの活用

イ　広報事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び町民に対する注意事項
(イ) 応急対策とその状況
(ウ) 復旧対策とその現況
(エ) 災害地を中心とした交通に関する情報

（オ）その他必要な事項

（３）国道通行車両への広報及び内容

国道を通行する車両への広報は、帯広開発建設部と連携し行うものとし、次の施設を防災活動拠点施設と位置付ける。

施設名	所在地	備　考
士幌町地域創造発信拠点施設	士幌町字士幌西２線134番地１	避難所の機能も併用

（４）町民等からの問い合わせ体制

総務部総務班及び情報班は、町民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。

４　被災者相談所の開設

本部は災害の規模に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、町民の便に供するものとする。

５　安否情報の提供

（１）安否情報の照会手続

ア　安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ　町は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ　町は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（２）安否情報を回答するに当たっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的の

ために内部で利用することができるものとする。

ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第４節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は次に定めるところによる。

１　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。 特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備・高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

（１）町長（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

ア　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア)避難のための立退きの勧告又は指示

(イ)必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ)屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ　町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ　町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。

（２）知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア　知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水氾濫若しくは地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

イ　知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった

場合は、第５章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

（３）警察官（基本法第61条）

ア　警察官は、（１）のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認められるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退き又は屋内での待機等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときは、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに町長に通知するものとする。

イ　警察官は、災害による危険が切迫したときは、その場の災害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

（４）自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にいないときに限り、その措置を取ることができる。この場合において、当該措置を取ったときには、直ちに町長に通知しなければならない。

ア　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

イ　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

ウ　警戒区域の設定等（基本法第63条第３項）

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第８項）

オ　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第３項）

（５）消防吏員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。

（消防法第28条：消防警戒区域の設定・退去命令及び出入り禁止制限）

２　避難措置における連絡及び協力等

（１）町、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（２）町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 また、町は、避難勧告や避難指示（緊急）等を発令する際に必要な助言を求めることがで きるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

（３）北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

３　避難の勧告、指示及び避難準備情報の基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令するとともに、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。

※資料８、９　避難勧告判断・伝達マニュアル参照

区分	基準
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ア　河川が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると予測されるとき イ　その他諸般の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
避難勧告	通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ア　大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。 イ　河川が氾濫危険水位を超える恐れがあるとき。 ウ　その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
避難指示（緊急）	ア　前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況及び人的被害の発生した状況 イ　事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。なお、避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送用の車両等を用意するなどあらゆる手段を講じて、他地域の収容避難場所へ避難させる。

4　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法

町は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

（1）広報車による伝達

町、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

（2）ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。

※別表３　「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」参照

（3）信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

（4）伝達員による個別伝達

夜間、停電時で風雨が激しい場合等は、町職員及び火災のない場合には消防職員及び団員等により伝達班を編成して携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別訪問して伝達の周知をはかる。

（５）町内会（駐在区）あるいは自主防災組織による伝達

（６）士幌町防災メールシステム及び北海道防災情報システムへの情報入力による携帯メール（登録者）等への伝達

別表３

放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート

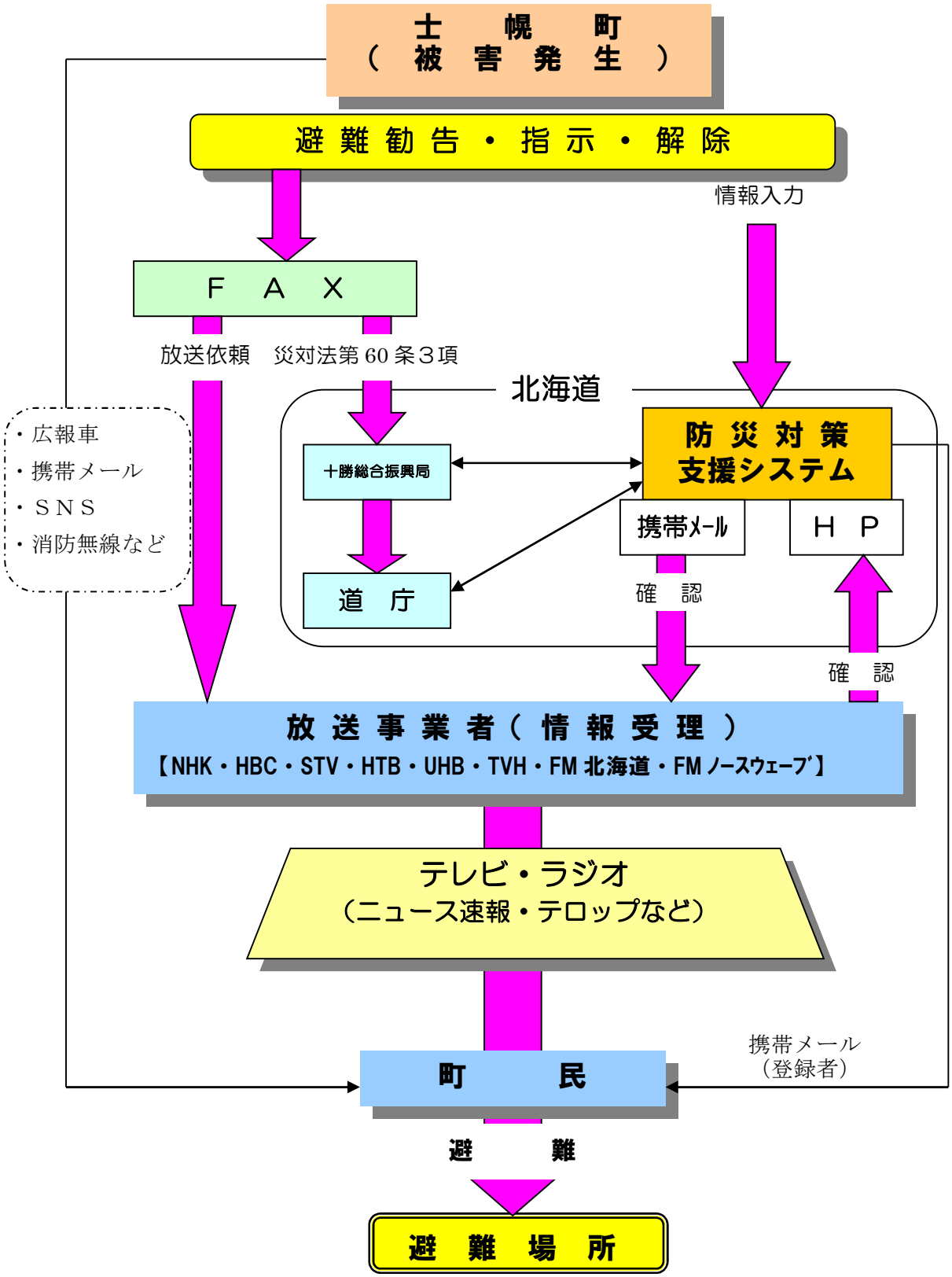

5　指示伝達事項

指示伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

（1）避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容

（2）避難場所及び経路

（3）火災、盗難の予防措置等

（4）携行品等その他の注意事項

ア　避難にあたって、必ず火気危険物等（器具消火､ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。

イ　避難時の戸締まりをする。

ウ　大雨、台風災害に備え家屋の補強、家財道具の安全な場所への移動。

エ　携帯品は、必要最小限にする（食料、水筒、タオル、着替え、救急薬品）。

オ　服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

カ　避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの。）を携帯する。

キ　会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

6　避難の方法

（1）避難誘導

避難の誘導は、厚生部、教育部、支援部等の職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。

（2）避難の順位

避難させる場合には老人、幼児、傷病者等の避難行動要支援者を優先的に避難させる。避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

（3）避難の方法

ア　避難は、可能な限り町内会（駐在区）単位、あるいは町内会（駐在区）各班単位で行うこととする。

イ　避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

ウ　自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合、その他施設の老人、子供等の避難については車両等を利用して行う。

エ　避難が広域で大規模な移送を要し、町において対応処置ができないときは、知事（十勝総合振興局長）に対し、応援要請を行う。

7　避難路・避難経路の安全確保

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により、表示板等を設置し事故防止を図る。特に夜間は、照明を確保し、浸水地等にはロープ等の資材を配置して誘導安全を確保する。

8　被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することがで

きない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　避難所の開設

（1）避難所の設定

ア　避難のため立退きを勧告又は指示及び立退き先の指示を必要とした場合の避難場として、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、予め指定されている避難所の中から最も安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。

イ　避難状況の掌握のため、避難所ごとに対象町内会（駐在区）を指定する。

（2）避難所の指定状況

本町において指定した地区別（駐在区別）の避難場所は「資料１　地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧」を参照。

なお、士幌町防災・洪水ハザードマップ等により住民に周知するものとする。

（3）避難所の基準

避難所は、これを指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し、設定する。

ア　指定緊急避難場所

（ア）設置目的

震災等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態（有害物の流出拡散など）が発生した場合、避難者が一次的に避難する場所とする。

（イ）選定基準

町の指定した一時避難場所は、各地域の学校グランド、公園等で火災時の輻射熱を回避し、あるいは地域全員の安全を確保できるような場所であり、エリアとしても3.3㎡につき１人を基準に各地区毎に指定する。

（ウ）各避難場所における対象町内会（駐在区）の指定効果

a　情報伝達その他各種連絡効率的に行える。

b　町職員、消防団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。

c　家族等の離散状況時に災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。

d　町内会（駐在区）単位での避難を原則とすることから、地域の避難状況、住民相互の協力が可能である。

e　収容避難場所への誘導が円滑に行える。

イ　指定避難所

（ア）設置目的

大雨、洪水などによる家屋の浸水、流出あるいは大火災などにより住居を喪失し、又はその恐れがある場合、避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物資を運搬できる場所とする。

（イ）選定基準

町で指定した収容避難場所は、原則として各地域の学校体育館・普通教室等であり、１坪（3.3㎡）につき２人を基準としている。

（4）避難所の運営管理等

ア　実施者

町　長（厚生部）

イ　指定緊急避難場所の運営管理

（ア）避難を要する状況にあっては、速やかに指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、又避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の掌握又は避難住民との連絡調整は、避難場所が町内会（駐在区）単位で実施されていることから、各町内会（駐在区）の会長等を窓口として行う。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

（イ）避難場所における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。

ウ　指定避難所の運営管理

（ア）指定避難所の開設基準、開設期間等については、災害救助法が発動された時は同法により、また、同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。

ただし、本部長がその必要を認めたときは、その期間を延長することができる。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

（イ）収容避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するように措置する。

（ウ）運営管理者は、関係機関と密接な連絡を保ち、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て、その運営にあたる。

（エ）避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなどを把握し、双方の視点に立って運営を行うものとする。

（オ）避難所の運営についてはの詳細は、資料12　避難所運営マニュアルによる。

（５）避難所の確保

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町が指定する他地域の避難所へ移送を行う。

また、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、あらかじめ民間宿泊施設の活用に関する協定の締結等を検討し、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

10　避難行動要支援者の避難行動支援

（１）避難行動要支援者の避難支援

町長は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難支援を行うとともに、民生委員等関係機関に対し避難行動について協力を求めるものとする。

（２）避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生直後直ちに、避難行動要支援者の安否確認を行う。

（３）避難場所での避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

（４）在宅者への支援

町は、要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

（５）外国人に対する対策

町および道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動がとれるよう環境づくりに努める。

11　道に対する報告

避難の勧告、指示（解除含む）を町長等が発令したときは知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。

報告事項は、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時及び避難先等とする。

12　関係機関への連絡

（１）警察署及び駐在所に連絡し協力を得る。

（２）避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。

（３）指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたる。

13　収容避難所の開設及び被災者救出状況の記録

避難所を開設及び被災者を救出した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）避難所設置及び収容状況（様式第９号）

（２）被災者救出状況記録簿　（様式第10号）

14 広域一時滞在

（１）道内の市町村への一時的な滞在

ア　町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。 なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ　町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

オ　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務の引き継ぎを行うものとする。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（２）道内の市町村民の一時的な滞在

ア　町長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ　町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

（３）広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在より居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と

避難先の市町村における連携に配慮する。

（４）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第５節　応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の町町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

１　応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

（１）　道知事　（基本法第70条）

（２）　警察官等　（基本法第63条第２項）

（３）　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長　（基本法第77条）

（４）　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長　（基本法第80条）

（５）　町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等　（基本法第62条）

（６）　水防管理者（町長、消防長）　（水防法第２条第２項）

（７）　消防長又は消防署長等　（消防法第29条）

２　従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、様式第11号から様式第15号に定める公用令書等を交付して行うものとする。

施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は様式第16号に定める証票を携帯しなければならないものとする。

３　町の実施する応急措置

（１）警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、基本法第63条第１項（市町村長の警戒区域設定権等）の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（２）応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第１項（応急公用負担等）の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令第24条及び基本法第82条（損失補償等）の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア　工作物及び物件の占領等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占

有者、所有者　その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることが出来ないときは、その通知事項を士幌町公告式条例（昭和26年条例第６号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

（ア）名称又は種類

（イ）形状及び数量

（ウ）所在した場所

（エ）処分の期間又は期日

（オ）その他必要な事項

イ　損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（３）応急措置の実施の支障となるものの除去

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第２項（応急公用負担等）の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第３項（返還のための公示）及び第６号（所有権の帰属）の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア　町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

（ア）工作物等を保管した場合の公示事項

a　保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

b　保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

c　その工作物等を保管し始めた日時及び保管の場所

d　その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（イ）工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

a　公示は保管を始めた日から起算して14日間、町役場の掲示板に掲示すること。

b　公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙又は新聞紙に掲載すること。

c　前２号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を備え付け、且つこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ　町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

（ア）保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

a　速やかに売却しなければ価値が著しく減少する恐れのある工作物等

b　競争入札に付しても入札者がない工作物等

c　前２号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物

（イ）競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも５日間までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。

（ウ）競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく３人以上の入札者を指定し、且つそれらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

（エ）随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ　工作物等の保管、売却、公示に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第５条及び第６条の規定を準用する。

エ　公示の日から起算して６月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、本町に属する。

（４）他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条）

ア　町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ　前号の応援に従事する者は、応急措置の実施について当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（５）道知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。（基本法第68条）

（６）町民等に対する緊急従事指示等

ア　町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）

イ　町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ　消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第５項）

エ　救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近に在る者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の７第１項）

オ　町長は、前４号の応急措置等の業務に協力援助した町民等が、そのため負傷・疾病・廃疾又は死亡した場合は、北海道市町村総合事務組合例規中市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第1号）により、その補償を行う。

（７）通信施設の優先利用

町長は応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別に必要があるときは、電気通信業法第２条第５号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または、有線電気通信法第３条第４項第３号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができるものとする。

４　災害救助法適用の場合

第34節「災害救助法の適用と実施」によるものとする。

第６節　自衛隊の災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請の依頼は、次により行うものとする。

１　災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請の依頼にあたっては、人命及び財産の保護のため行うものとし、次の基準による。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）災害が発生し又は災害発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
（３）大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
（４）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（５）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
（６）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

２　災害派遣要請の要領等

（１）派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要が生じたときは、次の事項を明らかにして、文書（様式第17号）により知事（十勝総合振興局長）に対し依頼をする。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２）担当の対策部班及び依頼先

ア　自衛隊の災害派遣依頼は、町長（総務部総務班）が行う。
イ　派遣依頼先　十勝総合振興局地域創生部地域政策課

（３）緊急事態発生時の場合

町長は、人命救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接第５旅団長に通知することができる。ただし、この場合速やかに派遣要請権者に連絡し、上記（１）の手続を行うものとする。

３　災害派遣部隊の受入体制

（１）受入準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア　担当部班

受入の担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班があたるものとする。

イ　連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

ウ　作業計画の樹立及び機材等の保管場所の準備

担当部班は受入のため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

（ア）応援を求める作業の内容
（イ）所要人員
（ウ）機材等の確保

（エ）派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備
（オ）派遣部隊の滞留場所
（２）派遣部隊到着後の措置
ア　部隊本部設置場所
部隊本部の設置場所は、本部内に置くものとする。
イ　宿泊所及び車両、機械等保管場所
町所有の施設を提供する。（※避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所の確保にも努める。）
ウ　派遣部隊との作業計画等の協議
担当部は、派遣部隊が到着した場合、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
エ　知事への報告
総務部総務班は、到着後及び必要に応じて次の事項を知事（十勝総合振興局長）へ報告するものとする。
（ア）派遣部隊の長の官職名
（イ）隊員数
（ウ）到着日時
（エ）従事している作業内容及び進歩状況
（オ）その他参考となる事項

４　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。
（１）被害状況の把握
（２）避難の救助
（３）行方不明者の捜索活動
（４）水防活動
（５）消防活動
（６）道路又は水路の啓開
（７）応急医療、救護及び防疫
（８）人員及び物資の緊急輸送
（９）炊飯及び給水
(10) 物資の無償貸付又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他

５　派遣要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が急を要し、知事等の要請を待ついとまが無い場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合においては、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。
（１）関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
（２）知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
（３）航空機事故等の発生を探知した場合又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救

助の措置をとる必要があると認められるとき。
（４）その他、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるとき。

６　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

（１）住民等の避難等の措置（警察官職務執行法第４条）
（２）他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第６条第１項）
（３）警戒区域の設定等（基本法第63条第３項）
（４）他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第８項）
（５）住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第３項）
（６）自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の３第３項）

７　経費負担等

（１）自衛隊の災害派遣に要する費用は、自衛隊が負担する。
（２）次の費用は、町において負担する。
　ア　資材費及び機材の借上料
　イ　電話料及びその施設費
　ウ　電気料
　エ　水道料
　オ　汲取料
（３）その他必要経費については、自衛隊及び関係機関と協議のうえ定める。

８　派遣部隊の撤収依頼

町長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式第18号）をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収の依頼をするものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

第７節　広域応援・受援計画

この計画は、大規模な災害発生により、町単独では応急活動が十分に行うことができない場合に、道及び道内の応援可能な市町村に対して、必要な応援を要請するための事項について定めることを目的とする。

１　応援要請（総務部総務班）

大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、町長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、消防署長は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、道や他の市町村、消防機関に応援を要請する。

町長、及び消防署長は、大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請依頼や受け入れ体制は、「緊急消防援助隊受援計画」（別表３）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

他の市町村（消防機関）等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の市町村（消防機関）等の応援の受入体制を確立してお

く。

消防署長は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第１要請（同一総合振興局の市町村への要請）

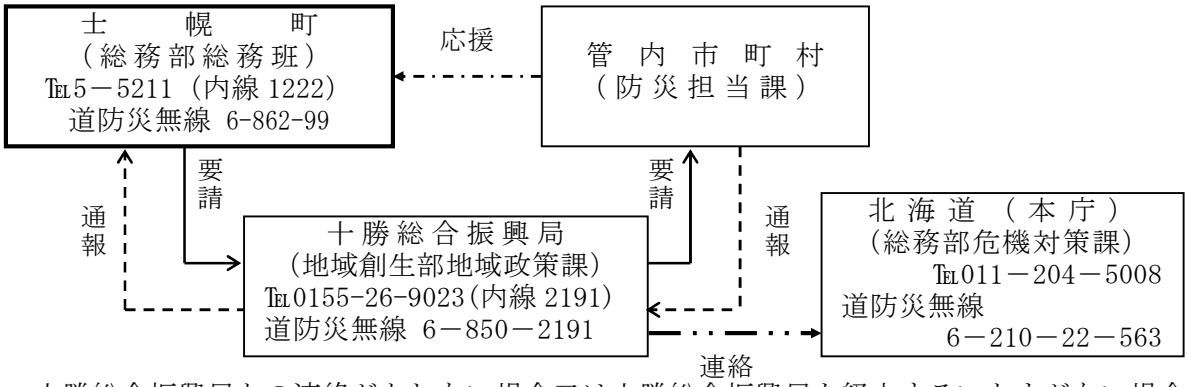

注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第２要請（他総合振興局の市町村への要請）

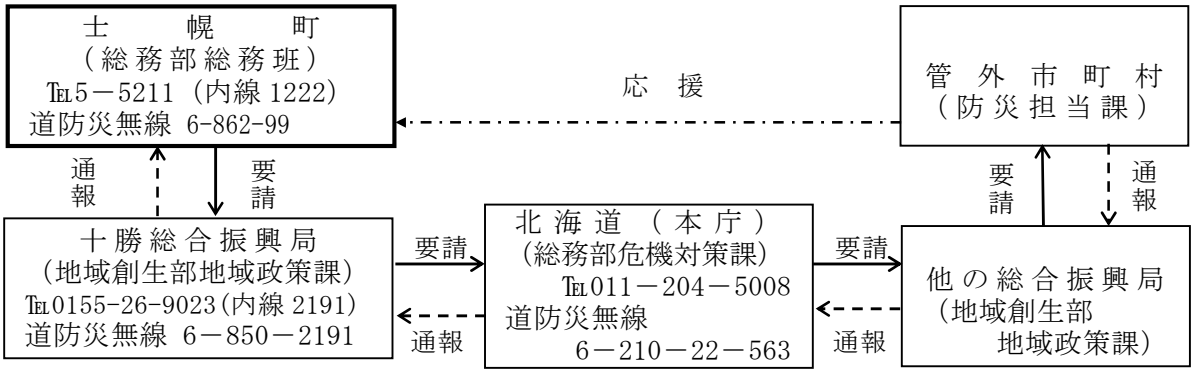

注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。
なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第３要請　要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請

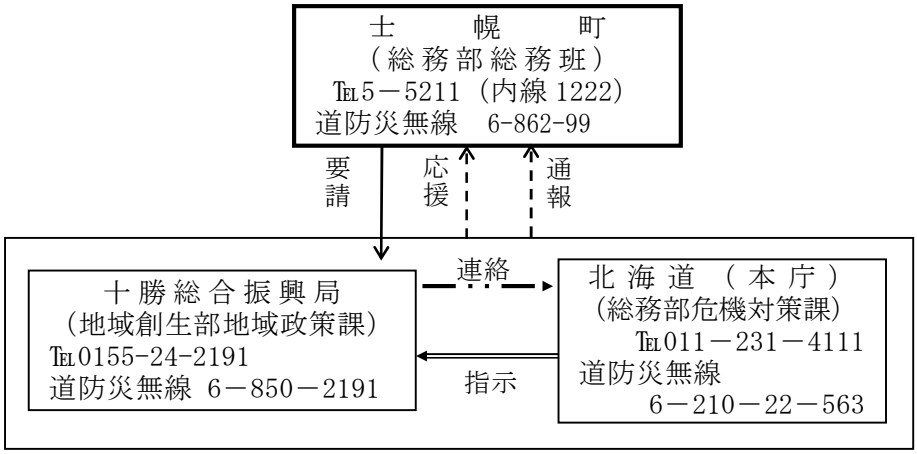

２　応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（２）被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

（３）災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

（４）災害応急活動に必要な職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

（６）その他特に要請のあった事項

第８節　ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、「３ ヘリコプター保有機関の活動等」に定める各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

２　ヘリコプター等の活動内容

（１）災害応急対策活動

ア　被災状況調査などの情報収集活動

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

（２）救急・救助活動

ア　傷病者、医師等の搬送

イ　被災者の救助・救出

（３）火災防御活動

ア　空中消火

イ　消火資機材、人員等の搬送

（４）その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

３　ヘリコプター保有機関の活動等

（１）北海道

道災害対策本部等の指示、または町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や道地域防災計画第５章第７節「広域応援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

（２）北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

（３）自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

４　町の対応等

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、町長は、知事（十勝総合振興局長）に対し北海道警察又は自衛隊所管のヘリコプターの派遣要請の依頼をするものとする。

（※消防防災ヘリコプターの要請先については危機対策課防災航空室である。）

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

（１）離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

※ヘリコプター離着陸可能地点

施　設　名	所　　在　　地	広さ（m）	施設管理者	電話番号
士幌町総合運動公園	字士幌幹線166、168番地	258×200	教育委員会	5-4733
農村運動公園	〃　西２線148番地	281×200	〃	〃
士幌小学校グラウンド	〃　西２線164番地	112×108	小学校長	5-2251
中央中学校グラウンド	〃　幹西1線163番地	122×108	中央中学校	5-2221
旧北中音更小学校グラウンド	字上音更西３線180番地	91× 79	総務企画課	5-3454
新田小学校グラウンド	〃　21番地の93	110× 62	小学校長	5-3404
西上小学校グラウンド	〃　西３線229番地	84× 79	小学校長	5-3004
中士幌小学校グラウンド	字中士幌西２線88番地	118× 72	小学校長	7-4123
佐倉小学校グラウンド	字士幌東７線132番地	102× 98	小学校長	5-2995
上居辺小学校グラウンド	〃　東７線175番地	128× 66	小学校長	5-3334
下居辺小学校グラウンド	字下居辺西２線114番地	102× 78	小学校長	5-2802
ふるさと体験広場（旧朝陽小学校グラウンド）	字士幌東16線181番地	100× 70	建設課	5-5215
士幌高等学校グラウンド	字上音更21番地の15	240× 90	高等学校長	5-3121
音更川士幌水防拠点	字士幌幹西３線地先		帯広河川事務所長	0155-25-1294

（２）安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第９節　救助救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

１　実施責任者

（１）北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

（２）北海道

道は、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状

況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

（３）士幌町及び消防機関

町（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。また、町は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。

２　救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

（１）火災の際、火中に取り残された場合

（２）台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合

（３）水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

（４）山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

（５）その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

３　救助救出活動

（１）被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

（２）災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第３章第１節「組織計画」の定めるところにより、災害発生地域に災害対策現地本部を設置する。

第10節　医療救護計画

災害のため医療機関の機能が停止し、また著しく不足し、あるいは混乱したため被災地の町民が医療の途を失った場合における応急的医療又は助産の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長（厚生部医療班）

災害救助法が適用された場合の医療及び助産は原則として知事が行う。ただし、災害救助法第30条第１項の規定により委任された場合は町長が行う他、知事の要請を受けた日赤北海道支部が実施する。

２　医療及び助産の対象者並びにその把握

（１）対象者

ア　医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ　災害の発生の日前後７日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者。

（２）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に本部総務班を通

じ本部長に通告するものとする。

通告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示するものとする。

3　応急救護所の設置

応急救護所は、原則として収容避難場所を指定するものとする。〔資料１　地区別指定緊急避難所・指定避難所一覧参照〕

ただし、全町的な大災害の場合は必要に応じ他の公共施設を使用するものとする。

4　医師会等に対する出動要請

（１）町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、「災害時の医療救護活動の協定書」等に基づき帯広医師会長・十勝医師会長に対し、出動要請を行う。さらに災害急性期には、北海道に対し災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）出動の協力の要請をするものとする。

（２）要請内容の事項

ア　災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ　出動の時期及び場所

ウ　出動を要する人員及び資機材

エ　その他必要な事項

5　救護班の編成

町長は、帯広医師会長・十勝医師会長に救護班の編成を要請し、救急医療にあたるものとする。

なお、救護班の編成基準（医師、看護師、事務職員等）は、帯広医師会長・十勝医師会長の定めるところによる。

6　医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、町内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、町内での調達が困難な場合は、町長は知事（十勝総合振興局長）に対し調達を要請する。

7　患者の移送

疾病患者の移送は、現地で応急措置の後、最寄りの病院若しくは指定避難所に移送するものとする。

8　関係機関の応援

町長は、災害の規模等必要に応じ、知事（十勝総合振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

（１）救護班の支援（日赤病院、道立病院、国立病院）

（２）患者移送（自衛隊）

9　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

10　医療班の活動状況等の記録

医療班の活動状況等について、次により記録しておかなければならない。

（１）医療班活動状況（様式第19号）

（２）病院医療実施状況（様式第20号）

（３）助産台帳（様式第21号）

第11節　防疫計画

被災地に発生する感染症の予防を図るため、防疫班の編成、防疫の方法等については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長（厚生部医療班）

（１）感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

（２）町を所管する十勝保健福祉事務所の指導のもと集団避難所等において町民に対する保健指導等を実施する。

２　防疫班の編成等

医療班長は、防疫実施のため厚生班、衛生班の協力を得て防疫班を構成するものとする。

３　防疫の処理

町長は次の事項について必要があると認める場合及び知事の指示命令のあった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

（１）消毒方法の施行に関する指示　（感染症法第27条第２項）

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示　（　〃　第28条第２項）

（３）家庭水の供給の指示　（　〃　第31条第２項）

（４）物件に係る措置に関する指示　（　〃　第29条第２項）

（５）公共の場所の清潔方法に関する指示

（６）臨時予防接種に関する指示及び命令　（予防接種法第６条及び第９条）

４　防疫の種別及び方法

（１）防疫班の消毒活動

ア　浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

イ　避難所の便所、その他の不潔な場所の消毒を、１日１回以上実施する。

ウ　井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水１立方メートル当たり20ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、充分かくはんした後２時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれが強いときは消毒のうえ、井戸替えをしないと使用させないものとする。

エ　状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

（２）被災世帯における家屋等の消毒

ア　床上浸水地域に対しては、被直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手荒い設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。

又床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布する。

イ　家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石鹸液３％水溶液で行う。

（注）防疫班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

（３）臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防する必要があるときは、知事（十勝保健福祉事務所長）の指示を受け予防接種を実施するものとする。

（４）避難所の防疫指導

ア　健康調査等

避難所等の管理者等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

イ　清潔方法、消毒方法の実施

避難者に衣類等の日光消毒を行うよう指導するとともに必要が在るときは、クレゾール等による消毒・衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、便所・炊事場・洗濯場等の消毒、クレゾール石鹸液、逆性石鹸液を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて指導徹底させるものとする。

ウ　集団給食

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもってあて、出来るだけ専従するものとする。又、配膳の衛生保持及び残廃物・厨芥等の衛生的処理について十分徹底させるものとする。

エ　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5　防疫資機材の調達

災害時において使用する防疫資機材は、十勝保健福祉事務所より借用するものとする。

6　家畜・畜産等の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病毒菌により汚染され感染症が集団的に発生する恐れがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合、士幌町家畜自衛防疫対策連絡協議会等と協力し実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

第12節　災害警備計画

災害に関する北海道警察の諸活動については、本計画の定めるところによる。

1　災害に関する警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、町民の避難誘導及び救助の対策にあたるとともに、さまざまな社会的混乱、道路交通の混乱が予想されることから犯罪の予防、取り締まり並びに交通の規制等の応急対策を実施し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会的秩序の維持にあたることを任務とする。

2　災害時における警備体制の確立

災害に対処する警備体制は、北海道警察釧路方面本部長（以下「方面本部長」という。）が発令するものであるが、帯広警察署長（以下「警察署長」という。）は管内の情勢に応じて必要と認めたときは、本部長からの発令を待つことなく次の各号に掲げる必要な警備体制をとるものとする。

（1）警備体制の種類

ア　準備体制

気象警報等により災害の発生が予想され、かつ相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

イ　警戒体制

管内に暴風雨、暴風雪、大雨、洪水、火災等の警報が発せられ、災害の発生が予想される場合は警戒体制をとる。

ウ　非常体制

災害が発生し、又は発生しようとしているときは非常体制をとる。

（２）災害警備本部の設置

ア　非常体制が発令された場合、又は警察署長自ら非常体制をとった場合

イ　警戒体制が発令された場合、又警察署長自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

３　警備体制の解除

方面本部長又は警察署長は気象状況の変化、又は洪水、浸水等による危険状態に応じ、あるいは発生した災害について応急の措置が完了した場合は、その事態に応じ逐次警戒体制の切替、又は解除を発令するものとする。

４　災害警備

災害により発生する被害の拡大防止、道路交通規制、避難誘導及び救出、救護を重点に活動するが、状況の変化に応じて次の警備活動にあたる。

（１）災害の予警報の伝達

ア　警察署が行う災害に関する予警報の伝達は、あらかじめ警察署長が指定した者が行い、警察署長を経て町長に伝達する。

イ　夜間及び休祭日等における予警報の伝達は当直者が行う。

ウ　警察署長は、町などの関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、あらかじめ緊密な連絡をとり、その伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

（２）事前措置

ア　町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条（市町村長の出動命令等）の規定に基づき警察官の出動を求めるなど、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

イ　町長の要求により行う事前措置

警察署長は、町長からの要求により基本法第59条第２項（市町村長の事前措置等）の規定に基づき事前措置を行ったときは、直ちに町長に通知するものとし、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

（３）災害時における災害に関する情報の収集

ア　災害に関する情報の収集

警察署長は必要がある場合には、町長その他関係機関と緊密に連絡して災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

a　災害の発生した日時、場所、範囲及び被害状況

b　被災者の収容、救護状況

c　主要道路の交通状況

d　避難する者の流動状況

e　その他警備活動に必要な事項

イ　災害情報の連絡

警察は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他関係者に連絡するものとする。

ウ　災害情報の収集、報告責任者の指定

警察署の災害情報の収集及び報告責任者は、あらかじめ警察署長の指定した者をもって充てる。

（4）災害時における広報

警察署長は、警備措置上必要と認める場合には、町民に対して災害の状況及び見通し並びに避難措置、犯罪の予防、その他警察活動について、保有する広報機材を活用して積極的に行うとともに、町及び報道機関と緊密に連携し、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うように努める。

（5）避　難

ア　警察署長は避難の指示、避難経路、避難場所及び避難先における給食等について、あらかじめ町長と協議しておくものとする。

イ　警察署長が基本法第16条、又は警察官職務執行法第４条により避難の立ち退きの戒告又は指示をおこなう場合は、原則として町が指定した避難場所を指すものとする。

ただし災害の種別、規模態様及び状況等により指定の避難場所により難い場合は、適宜措置を講ずるものとする。

この場合において警察署長は速やかに、町長に対し通知するものとする。

当該避難所の借り上げ、運営管理、給食等は町長が行うものとする。

ウ　町長は、警察署長又は現場の警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条の規定に基づく避難のための立ち退きの指示について適切な措置を講ずるものとする。

エ　警察官は避難の誘導にあたって、町、消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検閲所の設置を行い、慰留財産の保護、その他犯罪の予防に努めるものとする。

（6）救　助

ア　警察署長は、町長等災害救助の責任を有する機関に協力して罹災者の給食、負傷者及び疾病者の応急救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況により町長が行う災害活動に協力するものとする。

イ　警察署長は災害が発生し、必要があると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、職員の安全確保を図りつつ、危険の監視及び警ら等を行い被害者の発見に努めて、これを救出するものとする。

（7）応急措置

ア　警察署長は、警察官が基本法第63条第２項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は直ちに町長に連絡するものとし、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

イ　警察署長は、警察官が基本法第64条第７項並びに第65条第２項の規定に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は直ちに町長に通知するものとし、損失の補償等の事後処理については町長がおこなうものとする。

（8）災害時における通信計画

警察署長は、災害が発生するおそれがある地域、災害が発生し孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線等必要な通信施設又は機械を配備するよう、あらかじめ方面本部主幹課長等と綿密な打ち合わせを行い、災害時における通信連絡の確保をはかるものとする。

（9）災害時における交通規制

ア　警察署長が行う交通規制

警察署長は、その所轄区域内の道路が災害による損壊等危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第５条第１項の規定に基づき、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　警察署が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認められるときは、道路交通法第６条第４項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(10) 緊急輸送車両の交通確保

町長は、基本法第76条の規定に基づき、道公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止した場合は、各部において使用する車両につき所轄警察署を通じ道公安委員会あて申請を行い、標章（様式第22号）及び緊急輸送車両確認証明書（様式第23号）の交付を受け、輸送にあたるものとする。なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

第13節　交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策は、次に定めるところによる。

1　交通応急対策の実施

（１）北海道公安委員会（北海道警察）

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（２）帯広開発建設部

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

（３）北海道（帯広建設管理部）

道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

（４）士幌町（士幌消防署）

ア　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努め

るものとする。

イ　消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（5）自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

（6）社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

2　道路の交通規制

（1）道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

ア　損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（2）交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等設置する。

イ　緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

（3）関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

（1）通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。

（２）緊急通行車両の確認手続

ア　総合振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ　確認場所

緊急通行車両の確認は、総合振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

ウ　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

エ　緊急通行車両

（ア）緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

ａ　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

ｂ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ｃ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

ｄ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

ｅ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

ｆ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

ｇ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ｈ　緊急輸送の確保に関する事項

ｉ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ　事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

（３）通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことができない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア　確認事項

（ア）警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

（イ）確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ　規制対象除外車両等

（ア）傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

（イ）報道機関の緊急取材のために使用中の車両

（ウ）他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

（エ）次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

a　道路維持作業用自動車

b　通学通園バス

c　郵便物の収集又は配達のため使用する車両

d　電報の配達のため使用する車両

e　廃棄物の収集に使用する車両

f　伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

g　その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4　緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

（１）計画内容

ア　対象地域

道内全域

イ　対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

（２）緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710㎞に上がっている。

ア　第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長6,908㎞〉

イ　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長3,560㎞〉

ウ　第３次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路〈道路延長243㎞〉

第14節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速確実に行うための計画は次に定めるところによる。

１　実施責任者

町長（施設部輸送班）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うものとする。

基本法第50条第２項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

２　輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

（１）道路輸送

ア　道路の状況

町内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ　町における車両等の確保

町が所有する車両で、災害発生の恐れがあり、又は発生した場合は、施設部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ　町有以外の車両等の確保

町有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は民間車両の借上を行う。

エ　燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき購入するものとする。※資料６　防災関係協定一覧参照

（２）空中輸送

空中輸送に関しては、第８節「ヘリコプター活用計画」を参照。

３　輸送の範囲

（１）罹災者を避難させるための輸送

（２）医療及び助産で緊急を要する者の輸送

（３）罹災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送

（４）飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

（５）救援物資の輸送、その他本部が行う輸送

４　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

５　緊急輸送業務に従事する車輌の表示

基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急輸送車両確認証明書の交付を受けるものとする。

６　輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）輸送記録簿（様式第24号）

第15節　食料供給計画

災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保、並びに供給方法等については、本計画の定めるところによる。

1　実施責任者

町長（厚生部衛生班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対して、食料の調達、配給及び給付対策を実施するものとする。救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2　応急供給の対象者

（1）避難場所に収容された者。
（2）住家が被災して炊事のできない者。
（3）住家が被災して一時縁故先に避難する者。
（4）災害地において応急作業に従事している者。

3　応急供給品目

供給品目は、原則として米穀、乾パンとし、実情に応じて、缶詰、インスタント食品等とする。

4　食料の供給

町長は、町計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合には、その確保について十勝総合振興局を通じ知事に要請する。（別記　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）を参照。

5　米飯の炊き出し

（1）炊き出し施設は、学校給食センターの他町内給食施設を利用するが、不足する場合又は同施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館等を利用するものとする。
（2）必要に応じて、各種女性団体、町内会（駐在区）、自衛隊等の協力・応援を求め、避難場所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。自衛隊への協力要請依頼については、本章第６節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6　食料の輸送計画

食料の輸送は、本章第14節「輸送計画」の定めるところによる。

7　食料の配布

（1）被災者に対する給食は、原則として避難場所において実施する。
（2）給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難場所において配布する。
（3）食料の配布については、町内会（駐在区）、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8　備蓄・調達

食料調達は原則的に、町内業者からの調達によるが、乾パン等初期の応急対策に対応できるだけの一定量は町において備蓄するものとする。〔資料５　防災資機材等保有状況一覧〕参照。

9　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

10　炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、炊き出し給与状況（様式第25号）により記録しておかな

ければならない。

１　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

（１）農林水産省生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法(昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合。

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合。

（２）（１）の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ　知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける。

ウ　イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

（ア）(1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b　自衛隊の派遣が行われていること。

c　知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

（イ）(1) のイの場合は、３か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

２　災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

（１）局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書により契約を締結する。

（２）局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第16節　給水計画

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことにより、飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給し、町民の保護を図ることについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長（施設部上下水道班）

救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施する。

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後最低３日間分（推奨１週間分）、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

２　給水対象者

（１）災害のため飲料水を得ることができない者。

（２）対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び町民情報を基に決定する。

3　給水の方法

（1）給水タンク等による給水

給水量が多い避難場所、被災地区、病院及び福祉施設等については、給水タンク又は消防タンク車等により行う。

（2）非常用飲料水袋による給水

給水量が少なく、かつ被災世帯が点在している場合は、非常用飲料水袋により配送する。

※備蓄数量については、〔資料５　防災資機材等保有状況一覧〕参照。

4　町民への周知

（1）給水にあたっては、広報車等の巡回により地域町民に周知する。

（2）広報内容

ア　給水拠点の場所及び応急給水方法

イ　水道施設の復旧見込み及び被害の状況

ウ　その他必要事項

5　給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療用施設等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

6　救急応援の要請

町長は、自ら行う飲料水の供給が困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村へ供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずるものとする。

7　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

8　給水の記録

給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）飲料水の供給簿（様式第26号）

第17節　衣料・生活必需品等物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画である。

1　実施責任者

町長（厚生部厚生班）

救助法が適用された場合には、給（貸）与物資の調達を知事が行い、配布は、知事の委任により町長が行う。

2　対象者

（1）災害により住家が全焼、流失、全壊、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者。

（2）被服、寝具その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3　調達の方法

（１）物資調達の方法

災害救助法の適用の有無に係わらず、厚生部厚生班が被害状況を把握のうえ、配分計画を樹立する。（救助法の適用の無い場合は、当該計画に基づき物資を購入する。）

（２）給与又は貸与物資の種類

ア　寝具（布団、毛布、タオルケット等）
イ　外衣（洋服、作業服、子供服等）
ウ　肌着（シャツ、パンツ等）
エ　身廻品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
オ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
カ　食器（茶碗、皿、箸等）
キ　日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ等）
ク　光熱材料（マッチ、ロウソク等）
ケ　その他日常生活に欠くことができないと認められるもの。

（３）備蓄・調達方法

ア　必要な物資については、調達までの時間を考慮し、応急的に対応できるだけの一定量は町において備蓄保管し、町は避難行動要支援者に配慮した備蓄も行うものとする。
イ　その他調達にあたり、あらかじめ町内業者と協議し、緊急時に速やかに対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
ウ　町内において調達困難な場合は、道、近隣市町村に要請する。
エ　日本赤十字社北海道支部は、毛布、日用品セットを備蓄しており、必要に応じ要請する。

4　給与又は貸与の方法

本部長（厚生部）は、調達物資の受払状況を明確にし、前項の配分計画に基づき行うものとする。

5　義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、厚生部が担当する。

受け付けの記録、保管、罹災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じ適切且つ正確に行うものとする。

6　費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法による。

7　物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他の義援物資とは明確に区分して処理する。

（１）物資の給与状況（様式第27号）

第18節　石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1　実施責任者

町長（総務部総務班）

町は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難

所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

２　石油類燃料の確保

（１）燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。

（２）地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。

（３）ＬＰＧについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道ＬＰガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道ＬＰガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。

第19節　電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の確保のため、北海道電力株式会社帯広支店及び及び電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。

（１）北海道電力株式会社帯広支店

ア　非常体制

（ア）災害対策支部事務局の設置

ａ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常災害対策帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策支部事務局」を設置し、非常活動体制を発令する。

ｂ　非常災害対策支部事務局を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

ｃ　対策会議

非常災害対策支部事務局は、気象情報、活動体制、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

（イ）非常活動体制区分

区　　分	発　令　の　基　準
警 戒 態 勢	非常災害が発生するおそれのある場合
非 常 態 勢	相当の被害が発生が予想される場合又は発生した場合

（ウ）応急復旧要員の動員

ａ　応急復旧に従事する要員を予め定めておき、活動体制発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

ｂ　社外社（工事会社）の応援体制を確立しておく。

イ　応急復旧対策

（ア）復旧順位

各設備の復旧順位は原則として次のとおりとするが、災害状況、各設備の被害状況各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

ａ　変電設備

(a) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(b) 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所

(c) 重要施設に配電する配電用変電所

ｂ　送電設備

(a) 全回線送電不能の主要線路
(b) 全回線送電不能のその他の線路
(c) 一部回線送電不能の主要線路
(d) 一部回線送電不能のその他の線路

c　配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中枢である官公署、報道機関、収容避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

(a) 病院、交通・通信、水道、ガス、官公署等の公共機関、収容避難場所、その他重要施設への供給回線。
(b) 被害状況により早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
(c) 停電が長期にわたる場合は、道路上に臨時電灯、投光器等の仮工事を実施し、治安確保に協力する。

（イ）危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

ウ　広報活動

（ア）災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

a　垂れ下がり電線による感電防止
b　浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
c　電力施設の被害状況
d　復旧の見込み

（イ）被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

（２）電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第20節　ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画に定めるところによる。

（１）応急対策

ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第24条第１項に基づく保安規程により保安上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

ア　非常災害の事前対策

（ア）情報連絡

台風の接近、豪雨、洪水予報その他の情報については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降雨量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

（イ）各設備の予防強化

a　業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、次の事項についは予め措

置を講じておくものとする。

(a) 要員の確保

(b) 防火、防水、救命用具の点検整備

(c) 非常持出品の搬出整備

(d) 建物の補強

(e) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(f) 排水設備の点検整備

b　製造設備、供給設備

ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、次の事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

(a) 被害を受ける恐れのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じこれの強化を図る。

(b) 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、又道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。

(c) 電気設備、電話線等の保守

(d) その他設備毎に対策をたてて強化を図る。

c　人員の動員連絡の徹底

(a) 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

(b) 社外社（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

(c) 道に応援を要請する場合は、道の防災会議と密接な連絡をとるものとする。

d　工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輌等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

e　宿舎、衛生、食糧等について

宿舎、衛生、食糧、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当って、遺漏のないよう努めるものとする。

f　火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努めるものとする。

(a) 無断ガス工事を禁止する。

(b) ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

(c) 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

(d) ガス中毒者を救助するときは、部屋等の密閉箇所の扉、窓など開放して通風をよくしてから手当する。

イ　災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法第24条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関とは連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第21節 上下水道施設災害応急計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧計画については、本計画の定めるところによる。

1　上水道施設（施設部上下水道班）

（1）応急対策

ア　復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ　復旧対策内容

（ア）浄水場・配水場については、被害箇所発見のための、点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

（イ）配水管・吸水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

復旧作業は、士幌町指定給水装置工事事業者の協力を得て行う。

b 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては施設班が調達する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ　配水調整

（ア）被害を受けていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

（イ）他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ　応急給水

本章第16節「給水計画」の定めるところによる。

（2）広報活動

災害発生後は、断水、応急給水に関する広報活動を実施し、混乱防止に努める。

ア　広報主体

広報車による巡回広報を実施するが、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布等により対応するものとする。

2　下水道施設（施設部上下水道班）

（1）活動体制

ア　本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。

イ　ポンプ場、処理場にあっては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備体制をとる。

（2）応急復旧対策

ア　被害調査

排水機能の支障や２次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ　応急対策

（ア）管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

（イ）処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

（ウ）復旧作業

復旧作業は、士幌町排水設備指定工事業者の協力を得て行う。

（３）広報活動

上記１　水道施設（３）広報活動の定めによるものとする。

第22節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

１ 災害の原因及び被害種別

（１）災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水、山崩れ、地すべり、土石流、がけ崩れ、地震

（２）被害種別

路面及び路床の流失埋没
橋梁の流失
河川の決壊及び埋没
堤防の決壊
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

２ 応急土木復旧対策

（１）実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の各管理者が実施する。

（２）応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

①応急措置の準備

ア　所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

②応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

③応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

（３）関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、

的確円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節　被災宅地安全対策計画

町において町対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

被災建築物からの石綿の飛散による二次災害についても留意し、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づき、建築物等の所有者等に対する指導を実施する。

１　危険度判定の実施の決定

町長（施設部調査班）は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

２　危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

（１）「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行なう。

（２）宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

（３）判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　　分	表　示　方　法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

（１）宅地に係る被害情報の収集

（２）判定実施計画の作成

（３）宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

（４）判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

（５）判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

（１）道と町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

（２）道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会と

の相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

（３）道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

（４）町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第24節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のため住家が減失した罹災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡易な住宅を仮設し、あるいは住家が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限度の補修を行い、罹災者の居住の安定を図るための計画である。

１　実施責任者

町長（施設部調査班）

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む。）は原則として知事が行う。ただし、災害救助法の規定により委任された場合は町長が行う。

２　公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　応急仮設住宅

（１）対象者

次のいずれにも該当するものであること。

ア　住家が全壊、全焼又は流失した者

イ　居住する仮設住宅がない者

ウ　自己の資力では住家を確保することができない者

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者小企業者等

（２）建設戸数

建設（設置）戸数は、町長の要請により道が決定する。一戸につき29.7平方メートルを基準とし、軽量鉄骨組立方式による５連戸以下の連続建て若しくは共同建てとする。

（３）建築予定場所

原則として町有地とする。

ただし、これによりがたい時は、適当な公有地及び私有地とする。

道、及び町は災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

（４）建築、木材業者

原則として町の指名業者とする。

（５）着工時期

災害救助法適用の場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においても、これに準ずる。

（６）供与

ア　入居者の選考にあたっては、民生委員の意見等を徴し、罹災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

イ　供与期間は、完成の日から建築基準法第85条（仮設建設物に対する制限の緩和）第３項による期限内（最高２年以内）とする。

（７）管理

災害救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町長は委任により実施する。

災害救助法が適用されない場合、町が設置するものについては、町が管理する。

４　住宅の応急修理

（１）対象者

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者で、応急仮設住宅の「対象者」と同様である。

（２）修理の方法

「応急仮設住宅」の建築方法に準ずる。

５　費用の限度及び期間

災害救助法の適用基準及び関係法令の定めるところによる。

６　応急仮設住宅及び期間

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合、次により記録しておかなければならない。

（１）応急仮設住宅台帳（様式第28号）

（２）住宅応急修理記録簿（様式第29号）

７　資材の斡旋、調達

建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

８　住宅の応急復旧活動

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば、居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節　障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって道路、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、木材等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して罹災者の保護を図ることについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）町長（施設部施設班）

住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

（２）道路、河川その他、公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

２　障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認められたときに行うものとする。

（１）道路、河川等に係る障害物の除去の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア　障害物の除去が交通の安全と輸送確保に必要な場合

イ　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

ウ　その他公共的立場から除去を必要とする場合

（２）住宅等に係る障害物の除去の対象となるものは、次のすべての要件に該当する場合に限るものとする。

ア　土砂、木材等の障害物が日常生活に欠くことができない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれたため、当面の生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの。

イ　自らの資力をもっては、障害物の除去ができないもの。

ウ　住宅が半壊又は床上浸水したもの。

３　障害物の除去の方法

（１）実施責任者は、自らの応急対策機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者等の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

（２）障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

４　障害物の集積場所等

（１）除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグランド等を利用し集積するものとする。

（２）北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。

第26節　文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる

１　実施責任者

（１）町立小・中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び教育委員会（教育部）が行うものとする。

ただし、救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任を受けて実施する。

（２）各学校管理者等(各学校長)

防災上必要な体制の整備として、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

２　被害状況等の把握

教育部は、応急対策計画の策定のため、次の事項についての被害状況等を速やかに把握するものとする。

（１）学校施設の被害状況

（２）その他の教育施設の被害状況

（３）教育その他職員の被災状況

（４）児童生徒の被災状況

（５）応急措置を必要と認める事項

３　応急教育対策

（１）休校措置

災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、各学校長は自らの判断に

基づき又は教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

イ　在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

（２）施設の確保と復旧対策

ア　応急復旧

被害の程度により、応急修理のできる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場、講堂等を使用するものとする。

ウ　校舎の大部分又は、全部が使用不能となった場合

（ア）公共施設又は、最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

（イ）応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

エ　特定地域が全体的に相当大きな被害を受けた場合

（ア）住民の避難先の最寄りの学校、無災害の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。

（イ）応急仮校舎を建設する。

（３）教育の要領

ア　災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ　特別教育計画による授業の実施にあたっては次の点に留意する。

（ア）教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

（イ）教育の場所が公民館等、学校以外の施設を利用する場合は授業の効率化及び児童生徒の保健等に留意する。

（ウ）通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

（エ）学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないよう留意する。

ウ　災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（４）教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

（５）学校給食等の措置

ア　給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い給食の継続をはかるものとする。

イ　給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ応急調達に努めるものとす

る。
ウ　衛生管理には、特に留意し食中毒などの事故防止に努めるものとする。
（6）衛生管理対策
学校が避難所として使用される場合は次の点に留意して衛生管理するものとする。
ア　校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。
イ　校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。
ウ　避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
エ　必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。
（7）学用品の措置
ア　学用品給与の対象
住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して町長が支給する
イ　学用品の品目
（ア）教科書及び教材
（イ）文房具
（ウ）通学用品

4　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。（文教施設の復旧対策等は対象とならない。）

5　学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておくものとする。
（1）学用品の給与状況（様式第30号）

6　文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会（社会教育班）に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第27節　行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1　実施責任者

（1）町長（厚生部衛生班）
救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。
（2）警察官

2　実施方法

（1）行方不明者の捜索
ア　捜索の対象
行方不明の状態にあるもので周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ　捜索の実施

救助部長は、消防機関及び警察官の協力により捜索隊を編成し実施する。

この場合被災の状況によっては、関係機関、関係市町村及び町民の協力を得て実施するものとする。

ウ　捜索の方法及び期間

行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで捜索を行うものとする。

エ　応援要請等

（ア）関係市町村への連絡

本町において被災し、本町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村に対し、捜索の応援を依頼する。

（イ）応援の要請事項

a　行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

b　行方不明者数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

オ　行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

（２）遺体の収容処理

ア　対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ　遺体の処理

遺体を発見したときは速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ遺族等の引き取り人がある場合には、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引き取り人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒の処理を講じ、一時的に保管するとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ　遺体の収容

身元識別に時間を必要とし、又死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を町内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置する。

適当な既存建物等がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

エ　安置場所の確保

町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

（３）遺体の埋葬

ア　対象者

災害の混乱の際に死亡した者及び災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体を埋葬するものとする。

イ　埋葬の方法

（ア）町長は、遺体を埋葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど、現物給付をもって行うものとする。

（イ）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

（ウ）町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

３　費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

４　行方不明者の捜索等の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）行方不明者捜索状況（様式第31号）

（２）遺体処理台帳（様式第32号）

（３）埋葬台帳（様式第33号）

第28節　家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）北海道

ア　十勝総合振興局長は、本町が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ　道は、被災地の本町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

（２）町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

２　家庭動物の取扱い

（１）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第３号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（２）災害発生における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

（３）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節　応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料を円滑については、本計画の定めるところによる。

１　応急飼料の確保

町長（産業部）は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは農協等と緊密な連携をとり応急確保に努め、更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請する。

（１）飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア　家畜の種類及び頭羽数

イ　飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）

ウ　購入予算額

エ　農家戸数の参考となる事項

（２）転飼

ア　家畜の種類及び頭数

イ　転飼希望期間

ウ　管理方法（預託、附添等）

エ　転飼予算額

オ　農家戸数など参考となる事項

２　家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第30節　廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画に定めるところによる。

１　実施責任者

（１）ごみ及びし尿（厚生部衛生班）

被災地における清掃は、町民の協力を得て、町長が実施する。

ただし、災害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村又は道に応援を求め実施するものとする。

（２）死亡獣畜（牛、馬、豚、山羊等の死んだもの）（産業部農政班）

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

２　清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じて編成し、処理にあたるものとする。

３　応急措置

厚生部衛生班は、当面次の計画を立て、活動を開始するものとする。

（１）作業戦力（職員及び車両、委託業者の職員及び車両）の掌握と活動計画。

（２）ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定。

（３）終末処理施設（し尿処理場）と清掃工場等の早期復旧対策。

（４）ごみ、し尿の収集作業対策に関する広報活動。

４　ごみの収集処理の方法

（１）収集

ア　災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたる。

イ　被災地の町民に協力を要請し、台所くず等感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。

ウ　一般ごみはその後に収集するものとする。

エ　災害の状況により本町清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

（２）処理

北十勝２町環境衛生処理組合の焼却場を使用し完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は、一時堆積等の

手立を講じ、後日、処理施設で処理することができる。

５　し尿の収集処理の方法

（１）収集

ア　被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合には一時的に便槽内量の２～３割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

イ　避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置する。

（２）処理

十勝環境複合事務組合の処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施で処理するものとする

６　死亡獣畜の処理方法

（１）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。

（２）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。

（３）死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。

（４）死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

第31節　災害ボランティアとの連携計画

災害が発生したときに、被災者の生活や健康等をきめ細やかに支援していくためには、ボランティアの協力が重要となってくる。このことから、ボランティアが効果的な支援活動ができるように、活動の調整、受け入れ体制等についての計画を定める。

１　行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努める。

２　受入窓口

（１）ボランティアの受入窓口は災害ボランティアセンター（社会福祉協議会・厚生部厚生班と協力）とする。

（２）同窓口からは、以下について受入状況の把握と記録を行う。

ア　団体名、所属名、出身地名、連絡先等

イ　責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法等

ウ　人数、性別、年齢等

エ　専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等

オ　装備品、携行品等の内容、数量等

カ　滞在可能（予定）期間

キ　その他必要特記事項

第32節　労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務者の雇い上げ、供給については本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、町長（産業振興班）が雇用を行う。

2　動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこと。

（1）災害応急対策の協力団体員の動員
（2）近隣者に対する協力要請
（3）労務者の雇上げ

3　労務要員の配分方法

各部長は、応急対策のため労務要員を必要とする場合は、産業部長に対し、次の事項を明示して労務要員の要請を行い、要請を受けた産業部長は、速やかに労務供給計画を樹立し労務の供給を行うこととする。

（1）労務要員を必要とする理由
（2）作業の内容
（3）従事する場所
（4）就労予定期間
（5）所要人員数
（6）集合場所
（7）その他参考事項

4　労務者雇用の範囲

（1）罹災者の避難のための労務者
（2）医療助産の移送の労務者
（3）罹災者の救出のための機械器具、資材の運搬、操作の労務者
（4）飲料水供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布の労務者
（5）行方不明者の捜索、遺体処理のための労務者
（6）救援物資の支給の労務者
（7）土木作業、清掃作業の労務者
（8）その他災害応急対策のために必要な労務者

5　職業安定所長への要請

公共職業安定所への求人申込みについては次の事項を明らかにして文書又は口頭により求人申込みを行うものとし、事前に職業安定所と協議しておくものとする。

（1）職種別所要労務者数
（2）作業場所及び作業内容
（3）期間及び賃金等の労務条件
（4）宿泊場所の確保
（5）その他必要事項

6　費用の限度及び期間

（1）費用は町が負担するものとし、賃金はその都度町長が定める。
　ただし、費用の負担及び賃金は災害救助法が適用された場合はこれによるものとする。
（2）期間は、当該救助の実施期間とする

7　労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）労務者雇用台帳（様式第34号）

第33節　職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

１　要請権者

（１）町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長に予め協議しなければならない。

２　要請手続等

（１）職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

① 派遣を要請する理由
② 派遣を要請する職員の職種別人員数
③ 派遣を必要とする期間
④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

（２）職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

① 派遣のあっせんを求める理由
② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
③ 派遣を必要とする期間
④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

３　派遣職員の身分取扱

（１）派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

（２）派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第２項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。

（３）派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

（４）派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

（５）受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

１　実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長（総務部情報班）は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2　救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

<table>
<tr><td rowspan="2">被害区分
町の人口</td><td>町単独の場合</td><td>被害が相当広範囲な場合
（全道で2,500世帯以上の住家が滅失した場合）</td><td rowspan="2">被害が全道にわたり12,000世帯以上が滅失した場合</td></tr>
<tr><td>住宅滅失世帯数</td><td>士幌町内の住家滅失世帯数</td></tr>
<tr><td>士　幌　町
（5,000人以上 15,000人未満）</td><td>世帯
４０</td><td>世帯
２０</td><td>士幌町の被害状況が特に救助を必要とする状況にあると認められたとき</td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="3">１　住家被害の判定基準
・滅失：全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により、再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
・半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。
・床上浸水：３世帯で滅失１世帯に換算　床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
２　世帯の判定
（１）生計を一にしている実際の生活単位をいう。
（２）会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</td></tr>
</table>

3　救助法の適用手続き

（１）町

町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

（２）北海道

十勝総合振興長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨町に通知するとともに、知事に報告する。知事は、十勝総合振興長から救助法の適用について報告があった場合は、

直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第35節　災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の大要は、次のとおりである。

1　応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな再起を期するため応急金融については、次のとおりとする。

（1）生活福祉資金
（2）母子・寡婦福祉基金
（3）災害援護資金貸付金
（4）災害復興住宅資金
（5）農林漁業セーフティネット資金
（6）天災融資法による融資
（7）農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
（8）農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
（9）造林資金
(10) 樹苗養成施設資金
(11) 林道資金
(12) 主務大臣指定施設資金
(13) 共同利用施設資金
(14) 備荒資金直接融資資金
(15) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
(16) 勤労者福祉資金
(17) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努めるものとする。

(18) 町の制度

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第40号）に基づく次の資金の導入に努めるものとする。

（ア）災害弔慰金
（イ）災害障害見舞金
（ウ）災害援護資金の貸付

第36節　災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を援護するための災害義援金の受付け及び配分に関する計画は、次に定めるところによる。

1　義援金の受付（配分）

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受付を実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤北海道支部士幌町分区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金をり災者に配分する。

町長は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。